

保護者の皆様へ

# 葛飾区立学校給食弁当代替者への補助について

葛飾区は、令和6年4月から、重度の食物アレルギー等の理由により学校給食の提供を受けることができず、その代替として完全弁当対応をする児童・生徒の保護者に対し、当該保護者の経済的負担を軽減するために補助を行います。

## 1 対象者

区立学校に在籍し、完全弁当対応する児童・生徒（※）の保護者  
※毎日弁当を持参し、給食を全く食べない児童・生徒

## 2 手続き方法

本チラシをお読みいただき、『葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書（以下「申請書」といいます。）』を在籍する学校に提出してください。  
※毎年度提出をお願いします。

## 3 提出期限

**令和6年5月31日（金）までに在籍する学校に提出してください。**

※申請は年度中随時受け付けていますが、令和6年6月1日（土）以降に申請した場合、補助金の支給が遅れる場合があります。  
※令和6年度の最終受付期限は令和7年3月25日（火）（学務課必着）です。この期限を過ぎて提出した場合には申請を受理することができません。お早めに在籍する学校に提出してください。

## 4 結果の通知

区にて申請内容を審査後、交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。各学期終了時に弁当の喫食状況に基づき補助金の額を確定するため、実際に支給される補助金額は交付決定通知書記載の交付予定額と異なることがあります。

## 5 補助の方法

各学期終了後に、弁当の喫食状況に基づき、区が補助金を保護者に交付します。交付確定額は、補助金交付額確定通知書により通知します。  
弁当の喫食状況は、各学校が区へ報告します。そのため、保護者が喫食実績を区へ報告する必要はありません。

## 6 補助金額

小学生			中学生
低学年	中学年	高学年	
4,800円	5,300円	5,700円	6,300円

※一部でも給食の提供を受けた月、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月は、補助の対象外となります。

第1号様式（第5条関係）

葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書  
（兼同意書・委任状・支払口座振替依頼書）

葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の1の同意事項に同意し、2の事項を委任した上で、補助金の交付を申請します。

記

1 同意事項（個人情報の取扱い）  
補助金の交付決定に係る審査及び交付金額を決定するため、保護管理者（葛飾区教育委員会事務局学務課長）が、以下のとおり個人情報を利用することに同意します。

情報の保有課	利用する個人情報
戸籍住民課	対象児童・生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書、続柄、興動内容及び異動年月日
学務課	対象児童・生徒の在籍校、学年、入学年月日及び退学年月日並びに対象児童・生徒に係る就学援助及び就学奨励の認定有無、認定区分及び認定年月日 ※区外在住の場合は、対象児童・生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書及び続柄
西生活課 東生活課	対象児童・生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

上記のほか、①他の地方公共団体の長の管理に属する福祉事務所が保有する対象児童・生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日  
②各小・中学校が保有する対象児童・生徒の給食喫食状況

2 委任事項  
葛飾区長により決定された葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金の請求に関する権限を、葛飾区教育委員会事務局学務課長に委任します。

3 対象児童・生徒  
児童・生徒名 給食 花子

4 補助金振込希望口座  
葛飾区から私に支給される葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金は、今後以下の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

金融機関名	がくむ	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード	0 0 0 0	店名	中央 本店 支店	支店コード	5 5 5
口座番号	1 1 1 1 1 1 1 1		口座種別	普通			当座	
口座名義人 (カタカナ) ※申請者名義のみ	キ ユ ウ シ ョ 7		タ	ロ	ウ			

保護者（同一の方）の名前を記入してください。

葛飾区長 宛て  
住 所 葛飾区立石5-13-1-428  
保護者氏名 給食 太郎  
電話番号（自宅・携帯） 03-0000-xxxx

令和6年4月1日

【お問合せ先・提出先】  
葛飾区教育委員会事務局学務課給食保健係（葛飾区役所 本館4階 428番窓口）  
電話：（直通）03（5654）8461～3